

Vol.56 行政連携

『自治体内弁護士任用促進のための弁護士派遣事業』の 実施について

行政連携センター運営委員会 副委員長 永榮 久仁子

1. 事業の概要

大阪弁護士会のアウトリーチ事業の一環として、行政連携センター運営委員会では、昨年度、『自治体内弁護士任用促進のための弁護士派遣事業』を実施しました。

本事業は、自治体に弁護士が出向き、その場で自治体に勤務する職員から法律相談等を受けることを通じて、自治体内に弁護士が身近に存在することの有用性を肌で感じていただくことにより、自治体内における法的ニーズに迅速かつ的確に対応する自治体内弁護士の任用を促進させるとともに、任用された自治体内弁護士を通じて当該自治体の法的ニーズを当会へ繋ぐなど、行政連携の一層の活性化を図ることを目的に企画・実施したものです。

本事業の概要は、次のとおりです。

(1) 自治体の求める法的ニーズに応じて、自治体内弁護士（現職・経験者）や自治体法務・自治体債権管理回収業務を経験する弁護士を派遣し、職員向け法律相談に応じる。

上記相談区分としては、①自治体法務に関する相談、②自治体債権管理回収業務に関する相談に応じ、①については、対象となる部署・内容は問わず、自治体法務全般に関する相談に対応する。②については、公債権・私債権の別は問わない。

(2) 自治体内弁護士（任期付公務員のほか、非常勤・一般職も含む）の任用を検討されている自治体に対し、自治体内弁護士（現職・経験者）を講師として派遣し、自治体内弁護士の有用性、自治体内弁護士が実際に行っている業務内容、採用に至るまでの手続等に関する講話を行う。

派遣回数は1自治体につき原則1回、派遣当日の相談対応時間については1回あたり最大3時間程度を前提に募集したところ、2つの自治体から申込みがありました。

2. これまでの実績

(1) 門真市

実施日時：平成28年11月8日13時30分～16時

場 所：門真市役所

講 師：嶋原誠逸弁護士

（寝屋川市総務部総務課 特定任期付職員）

永榮久仁子

（富田林市総務部債権管理課 任期付短時間勤務職員）

参 加 者：門真市総務部法務監察課職員（5名）

(2) 枚方市

実施日時：平成29年1月12日14時～16時

場 所：枚方市役所

講 師：佐伯太一郎弁護士

（大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 任期付職員）

永榮久仁子

（富田林市総務部債権管理課 任期付短時間勤務職員）

参 加 者：枚方市債権回収課及び債権所管課職員（15名）

両自治体とも、上記1(2)の自治体内弁護士の講師派遣を希望され、門真市では、現職の自治体内弁護士（任期付職員）2名が、①自治体内弁護士の現状・有用性について、②採用に至る経緯、③弁護士を募集することに関しての留意点、④勤務条件、⑤実際の業務内容、⑥任期満了後の展望等について講話を行いました。

枚方市においても、現職の自治体内弁護士（任期付職員）2名が、門真市で行った講話内容に加え、自治体債権管理・回収に関する講話も行いました。

両自治体とも、講話後、多数の質問がなされ、自治体内弁護士に対する関心の高さを実感しました。

3. 最後に

自治体内弁護士の任用を検討している府下自治体は増加傾向にありますが、任用に至る手続等については自治体側も手探りで進めているところが見受けられることから、今後も本事業のニーズがあると思われます。

また、自治体内に潜在する法的ニーズは非常に高いことから、法律相談等を通じて、自治体内弁護士の有用性について、弁護士・弁護士会から積極的に働きかけていく必要があると考えています。

今年度も引き続き本事業を実施する予定ですので、自治体内弁護士の任用を検討されている自治体のみならず、少しでも自治体内弁護士に関心をお持ちの自治体の皆様には、是非、ご応募いただきたいと思っております。